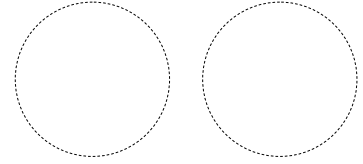


職業紹介業務委託契約書

職業紹介業務委託契約書



_____(以下甲という)とタクシー支援サービス株式会社(以下乙という)は、職業紹介に関して以下のとおり契約(以下本契約という)を締結する。

[契約の成立]

- 第1条 (1) 甲は乙に対し、甲の希望する人材(タクシー乗務員等)の採用支援業務(以下、「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。
- (2) 採用支援業務として、乙は、乙の保有する就職・転職希望者リストを甲に提示することにより人材紹介を行い、甲は、乙から紹介を受けた人材(以下、「求職者」という。)と甲の事業所にて面談した上で甲の従業員として採用することができるものとする。

[報酬の支払]

- 第2条 (1) 本業務により乙が甲に紹介し、甲と求職者との間において雇用契約が成立した場合に、甲は乙に本業務の報酬として、当該雇用契約条件の年収(税込み総額)の30%(普通自動車第二種免許を保有していない場合は20~25%)に相当する額(消費税は別途)を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- (2) 前項に定める報酬は、乙から甲に対して請求書を送付し、甲が請求月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。
- (3) 当該雇用契約成立日から1ヶ月を経過する日までの間に、求職者が自己都合により退職した場合、または甲の就業規則に基づき甲が求職者を解雇した場合は、甲は乙に対してその旨を通知し、乙は甲に報酬額の50%を返還するものとする。同様に、当該雇用契約成立日から3ヶ月を経過する日までの間に求職者が自己都合退職した場合は、乙は甲に報酬の30%を返還するものとする。

- 第3条 (1) 甲は、求職者が第三者よりの紹介と重複している場合は直ちにその旨を乙に通知するものとする。
- (2) 甲は乙より紹介を受けた人材に対して、採用を目的として独自に乙を経由せず接触してはならない。万一甲が独自に乙を経由せず乙より紹介を受けた人材と接触して採用した場合においても甲は乙に対して前条所定の報酬を支払うものとする。
- (3) 甲は乙より紹介を受けた人材につきその後第三者より重ねて紹介を受けた場合といえども、当該人材を採用した時には乙に対し前条所定の報酬を支払うものとする。

- 第4条 (1) 本業務に付随して発生した業務に関しては、別途甲・乙が協議してその報酬額を定める。

[個人情報保護及び秘密保持]

- 第5条 (1) 甲及び乙は、本業務に関連して知り得た求職者の個人情報について、個人情報の保護

に関する法律及び、その関係法令を遵守し、当該人材の個人情報の保護に努めるものとする。

(2) 乙は、求職者に対し、甲に個人情報を開示する旨を予め伝えるものとする。

(3) 甲及び乙は本契約に関連して取得した相手方の秘密情報を、本契約終了後といえども、相手方の承諾なく第三者に漏洩してはならない

[権利義務の譲渡の禁止]

第6条 (1) 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく本契約から生じる権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは担保に供してはならない。

[再委託の禁止]

第7条 (1) 乙は、甲の書面による事前の承諾がない限り、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

[契約期間および解除]

第8条 (1) 本契約の有効期間は、契約締結日から満1年とする。なお、本契約期間満了の30日前までに甲乙いずれからも書面による更新拒絶の意思表示がない限り、本契約は同一条件にて更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条 (1) 甲または乙は相手方に、3ヶ月前までに予告することにより、本契約の全部または一部を解約することができる。

第10条 (1) 甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた時は、当該相手方に対し、何ら通知または催告を要することなく、本契約を解除できるものとする。

(ア) 本契約の各条項に違反したとき

(イ) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき

(ウ) 自己が振り出した手形が不渡りとなったとき、または銀行取引が停止されたとき

(エ) 保全処分、強制執行、競売、破産、民事再生、会社更生の申立を受け、または自ら申立をしたとき

[暴力団等反社会的勢力の排除]

第11条 (1) 甲および乙はそれぞれ相手方に対し、本件契約時において自ら（法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(2) 甲または乙は、相手方が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、相手方の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と相手方が判断する資料を提出しなければならない。

- 第 12 条 (1) 甲または乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。
- (2) 前項の規定により本件契約を解除した場合には、これにより相手方に損害が生じても解除者は賠償する責を負わない。また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手側はその損害を賠償するものとする。

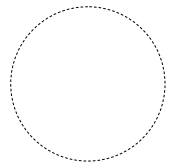
[協議事項]

- 第 13 条 (1) 本契約に定めなき事項または本契約の各条項に疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議の上決定するものとする。

以上、本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

令和_____年_____月_____日

甲



乙

静岡市清水区天神 1 丁目 6 番 1 1 号

タクシー支援サービス株式会社

代表取締役 内田 和好

(有料職業紹介事業 許可番号 22-ユ-300632)

